



### 7月16日(月・祝)は「もえるごみ」のみ収集

7月16日(月)は祝日(海の日)ですが、「もえるごみ」は通常どおり収集します。

ただし、「もえないごみ・ペットボトル」、「プラスチック製容



器包装」の収集は休みます。16日がこれらの収集日にあたる区域は、7月19日(木)に振り替えて収集します。

詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。

### 緑の募金にご協力ありがとうございました

岐阜県緑化推進委員会大垣支部が呼びかけた平成30年「緑の募金」に、各自治会をはじめ、個人・事業所・団体など多くの皆さんから、537万3,343円もの募金が寄せられました。ご協力ありがとうございました。皆さんの善意は、市内の森林整備や

緑化の推進、その他緑化啓発事業に役立てられます。

詳しくは、都市施設課(☎47-8409)へ。

### 花や木への散水にご協力を

夏は、厳しい日差しや暑さのため、植物が弱りやすい季節です。晴れが続いた日や日差しの強い日には、道路や公園に植えられている花や木にも散水のご協力をお願いします。



詳しくは、都市施設課(☎47-8409)へ。

### 青少年育成に皆さんの善意を

大垣市青少年育成財団は大垣市明るい青少年都市市



民会議への支援や、青少年活動を行う団体への助成などを行っています。その主な財源は、企業や個人の皆さんからの寄附金です。温かいご厚志をよろしくお願ひします。

詳しくは、同財団HPをご覧ください。大垣市青少年育成財団事務局(社会教育スポーツ課内、☎47-8063)へ。

## 定住促進

# 大垣で暮らそう

## ～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧ください。①は高齢介護課(☎47-7424)、②～④は住宅課(☎47-8184)へ。

## 大垣への引っ越しがオトク

### ① 三世代で暮らそう！(転居費用を補助)

#### ＜三世代同居促進事業＞

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①高齢者(65歳以上)のみの世帯に、二世帯以上の子と孫(64歳以下)が市外から転入し、三世代以上で同居する人※申請者は子または孫のいずれか1人

②三世代同居をする住宅を生活の本拠地とすること

▶補助金額…引っ越し費用の5分の4(上限8万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内



### ② 親元近くで暮らそう！(転居費用を補助)

#### ＜子育て世代近居支援事業＞

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①市外から転入した、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人

②親世帯(年齢不問)が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3(上限6万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内

※①と②の転居費用補助の重複申請はできません

## 住宅取得の際のオトクな制度

### ③ 新居をかまえて子育てを！(住宅取得を支援)

#### ＜子育て世代等住宅取得支援事業＞

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を助成します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人。※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併設住宅の場合、10分の9以上が住居であること

②申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人

③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受け、申請時に借入金残高が100万円以上ある人

▶助成期間…3年間 ※借入金の残高が100万円未満となる時まで

▶助成金額…各年度の利子支払額(上限10万円)を年1回助成(最大30万円)

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内



### ④ リフォームした中古住宅で子育てを！

#### ＜子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業＞

子育て世代の定住促進と空き家の有効活用を図るため、市内に中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を助成します。

事前申請必要

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

①市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人

②申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人

③リフォーム工事を市内業者(本店・支店)に依頼して行う人

④市税等を完納している人

⑤昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については建築課(☎47-8436)へ

▶助成金額…リフォーム費用の10分の1(上限20万円)を1回助成 ※リフォーム工事費は20万円以上であること

▶申請(実施計画書提出)期限…対象住宅を取得した日から1年以内およびリフォーム工事着工前